

長野地方最低賃金審議会
特定最低賃金検討小委員会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、長野地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する特定最低賃金検討小委員会（以下「検小」という。）の議事に関し、最低賃金法、最低賃金審議会令及び長野地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(審議事項)

第2条 検小は、特定最低賃金に関する事項について、審議を行うものとする。

(委員長)

第3条 検小に委員長を置く。

2 委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ前項の規定の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 検小の会議（以下「会議」という。）は委員長が必要と認めたとときのほか、長野労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、第1回会議は、審議会会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨をあらかじめ委員長に適切な方法で通知するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適切な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第6条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けるものとする。

(議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事要旨を作成する。

(報告書の提出)

第8条 委員長は、会議の審議結果について、その都度、審議会会長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、検小の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成30年6月21日から施行する。